

別紙③

日本シェアハウス・ゲストハウス連盟会員における運営ガイドライン

日本シェアハウス・ゲストハウス連盟会員(以下「会員」)は、日本シェアハウス・ゲストハウス連盟(以下「連盟」)の信頼性及び社会的地位を確立させる為、以下の基準を基にシェアハウス・ゲストハウス運営を行わなければならない、また、それに同意した者のみ会員になる事が認められるものとする。

1. 契約希望者もしくは入居希望者が外国人の場合、その外国人が所有するビザ・在留資格及びパスポートの有効期限を必ず確認する。その場合、不法滞在に該当する人物の入居は受入れない。
2. 契約希望者もしくは入居希望者が外国人の場合、その賃貸借契約期間をビザ・在留資格の期限及びパスポートの有効期限以上としない。
3. 賃貸借契約を結ぶ場合、契約希望者もしくは入居希望者の所有する本人証明書を確認、及びそのコピーを査収しなくてはならない。また、それが提示できない者に対しては、契約及びその入居を受入れない。
4. 緊急連絡先が確定できる契約希望者のみ、その契約の対象者としなくてはならない。
5. 運営物件には、消火器及び各居室への火災報知器の設置を行わなければならない、また、防火管理者の設置が義務付けられる建物に関しては、それを必須とする。
6. 各会員は、それぞれが社内で管理している入居者情報を連盟及び公的機関以外の第三者へ漏らしてはいけない。また、入居者と交わされた賃貸借契約書は、退室後から3年以上保管しなくてはならない。
7. 入居者と交わす賃貸借契約は、別紙④で規定する条文を含めた賃貸借契約書により行わなくてはならない。
8. ドミトリールーム(複数人部屋)を運営する場合、男女別の部屋にしなくてはならない(カップル入居の場合は可)。
9. 下記二点ともに満たす人物がいた場合、速やかにその対象者を連盟管理下のリストへ登録する事を通常運営業務の一環として取入れる。
  - (1)「公序良俗及び日本国の法令に背く言動を行った場合、その個人の情報を日本ゲストハウス連盟会員に公表できるものとし、また対象の入居者もそれに同意する」という旨の契約をした入居者
  - (2)「家賃を支払わないまま退室」「住人および関係者への違法行為(暴力、窃盗、盗撮 etc)が理由で退室」「外国人の不法滞在」を行った入居者
10. この基準は、総会において出席の正会員総数3分の2以上の賛成により、変更又は廃止することができる。

(平成25年8月 改)